

台湾總督府部内職員ヲシテ台湾護國勳勞団ノ業務ニ従事セシムル件

M-0059

(急至)

送 受 及 號 局 議 合							日 月 付 受	完 結	省 管 總 才 二 第
第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	第 第 第 第 第 第 第	
號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	號 號 號 號 號 號 號	
送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	送 送 送 送 送 送 送	
月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	
日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日	

案 起 昭 和 二 十 年 一 月 二 十 四 日 局 受 第 號 月 日 局 送 月 日

決 判 月 日 文 書 課 長 施 行 昭 和 廿 年 癸 卯 廿 六 日

主 查 總 務 課 長

管 理 局 長 民 政 課 長

大 臣 次 官 文 書 課 長

請 議 案

臺 灣 總 督 府 部 內 職 員 シ ン 臺 灣 護 國 勤 勞 團 ノ 業 務 ニ 從 事 セ ン 事 ノ 件 制 定 ノ 件

臺 灣 ニ 於 ケル 防 衛 及 戰 力 増 強 上 ノ 緊 要 性 ニ 鑑 ヲ

規格 B.5

M-0059

大東亞戰爭ニ際シ臺灣總督ハ其ノ指示スル所ニ從ヒ部内職員ヲシテ臺灣護國勳勞團ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得

則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

規格外

理由

臺灣護國勳勞團ノ業務ノ臺灣ニ於ケル防衛及戰力増強上ノ緊要性ニ鑑ミ臺灣總督府所屬職員ヲシテ其ノ業務ニ從事セシメ得ルノ途ヲ拓クノ要アルニ依ル



臺總出第四一號

臺灣總督府部内職員ヲシテ臺灣護國勸勞團ノ業務ニ從事セシムル
ノ件別紙ノ通勅令公布方御詮議相成様致度理由書相添此段及稟議
候也

昭和二十年一月二十二日

臺灣總督 安 藤 利 吉



内務大臣 大 達 茂 雄 殿

臺灣總督府

(日本標準規格 B.4) 東・東 1137

上奏書用紙

M-0059



理由

臺灣護國勤勞團ノ業務ノ臺灣ニ於ケル防衛及戦力増強上ノ緊要性
ニ鑑ミ臺灣總督府所屬職員ヲシテ其ノ業務ニ從事セシメ得ルノ途
ヲ拓クノ要アルニ依ル

臺灣總督府

上奏書用紙

〔日本標準規格 B.4〕 東・東 1137

M-0059